

神戸常盤大学 共同研究取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸常盤大学（以下「本学」という。）が本学以外の者と共通の課題について共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(受入れ基準)

第2条 共同研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(申 請)

第3条 本学と共同研究を行おうとする者（以下「共同研究機関」という。）は、所定の様式による申請書を、学長に提出しなければならない。

(研究期間)

第4条 共同研究の期間は、1研究課題につき原則として3年以内とする。ただし、必要な場合には5年を限度に延長できるものとする。

(受入れの決定)

第5条 学長は、教授会の議を経て、共同研究の受入れの可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を共同研究機関に通知するものとする。

(契 約)

第6条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、速やかに共同研究機関との間に共同研究契約を締結するものとする。

(研究費の取扱い)

第7条 共同研究機関は、必要に応じ、共同研究に関する経費（以下「研究費」という。）の全部または一部を負担することができる。

2 研究費は、本学の施設における共同研究を遂行する上で直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合計額とする。

3 前項に規定する間接経費は、原則として直接経費の10%とする。

4 共同研究を中止した場合で、共同研究機関が負担した既納の研究費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を共同研究機関に返還することができる。ただし、共同研究機関からの申出により中止する場合には原則として返還しない。

5 研究費により本学で取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。

6 研究費については、本学経理規程に準拠して執行するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第8条 研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権その他これに準ずる権利（以下「特許権等」という）は、第6条に規定する共同研究契約書の定めるところによる。

2 共同研究機関が本学に承継された特許権等の優先的实施を希望する場合には、一定期間その権利を付与することができるものとする。

3 共同研究機関は、本学に承継された特許権等を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を本学に支払うものとする。

(報告)

第9条 共同研究を担当した本学の教員（以下「研究担当者」という。）は、共同研究を完了または中止したときは、研究費の収支計算書を添えて、所定の様式により研究成果を所属長（学部長、学科長）を経て学長に報告しなければならない。

(成果の公表)

第10条 研究担当者は、原則として共同研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等は、必要がある場合は、本学及び共同研究機関が協議して定めるものとする。

(適用除外)

第11条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究又は共同研究機関に対して適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等との共同研究

(2) その他特別な事情があると学長が認めた共同研究

(事務)

第12条 共同研究に関する事務は、学術推進課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、学長が必要と判断する場合は、教授会の議を経るものとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年10月1日より施行し、平成20年4月1日制定の神戸常盤大学共同研究助成規程は廃止する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。